

30 監査第 1007 号
平成 30 年 4 月 13 日

亀岡市長 桂川 孝裕 様

亀岡市監査委員 関本 孝一

亀岡市監査委員 山本 由美子

随時監査の結果に関する報告

地方自治法第 199 条第 5 項の規定による監査を都市監査基準に準拠して実施しましたので、その結果を同条第 9 項の規定により提出します。

記

- 1 監査の種類 平成 30 年度随時監査
- 2 監査の対象 平成 29 年度末現在における棚卸状況について
(1) 上下水道部の貯蔵品（緊急修繕用材料及びメーター）
(2) 市立病院の医薬品・診療材料
- 3 監査の着眼点 貯蔵品等について、適正な在庫管理が行われているか。
- 4 監査の主な実施内容 監査対象について、現地で担当課への聴取を行い、在庫管理状況の確認を行った。
- 5 監査実施日 平成 30 年 4 月 10 日（火）
- 6 監査の結果 上下水道部の貯蔵品（緊急修繕用材料及びメーター）及び市立病院の医薬品・診療材料の棚卸状況について監査を実施したところ、適正であった。